

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 農用地土壤汚染対策計画の策定（一六〇・水田総合利用課）……………2
- 公害防除特別土地改良事業に係る費用負担計画の策定（一六一・環境あきた創造課）……………2
- 地籍調査の成果の認証（一六二・農山村振興課）……………3
- 指定定期検査機関の指定（一六三・計量検定所）……………3
- 指定計量証明検査機関の指定（一六四・計量検定所）……………3
- 基本測量実施の通知（一六五・建設管理課）……………4
- 基本測量終了の通知（一六六・一六七・建設管理課）……………4
- 道路区域の変更及び供用開始（一六八・一七〇・道路課）……………4
- 海岸保全区域の指定の一部改正（一七一・河川砂防課）……………5
- 宅地建物取引業法による公開による聴聞（一七二・一七三・建築住宅課）……………5
- 開発行為に関する工事の完了（一七四・由利地域振興局建設部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………5
- 県営土地改良事業計画の決定（山本地域振興局農林部）……………5

公 告

平成二十一年四月七日

秋田県告示第百五十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（一五五・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による医療機関の指定（一五六・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による指定医療機関の事業の変更（一五七・福祉政策課）……………1
- 国定公園に関する公園事業の決定（一五八・自然保護課）……………2
- 県立自然公園に関する公園事業の廃止（一五九・自然保護

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（平鹿地域振興局農林部）……………5
- 口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部改正（二）……………6

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
秋田県告示第百五十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。	昭和堂第五薬局 株式会社 昭和堂薬局 代表取締役	北秋田市元町十一番十四一二号	平成二十一年二月二十八日
こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。	調剤薬局	平成二十一年三月一日	
こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつ			

秋田県告示第百五十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつ

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつ

三十七億八千五百万円

(四) 事業の実施者 秋田県

三 対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況調査測定に関する事項

(一) 調査測定地点の所在地 鹿角市鹿角北部、鹿角南部

(二) 調査測定者 秋田県

秋田県告示第百六十一号

公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により、公害防除特別土地改良事業に係る費用負担計画(鹿角北部・南部地域)を定めたので、同条第五項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年四月七日

秋田県知事 寺田典城

一 公害防止事業の種類

法第二条第二項第三号に規定する公害の原因となる物質により被害が生じている農用地の客土事業

二 費用を負担させる事業者を定める基準

(一) 鹿角市及び鹿角郡小坂町地内において、鉱石の採掘、選鉱又は製錬の事業を営んだ者であつて、農用地土壤汚染対策地域に指定された鹿角北部地域(甚兵工川原地区、瀬田石地区、高清水地区)及び鹿角南部地域(尾去沢地区)の各地域にカドミウムを含む汚染物質を排出したもの

(二) 費用を負担させる事業者

DOWAホールディングス株式会社

三菱マテリアル株式会社

三 公害防止事業費の額(平成二十一年度単価による。)

三十七億八千五百万円

四 負担総額及びその算定基礎

(一) 負担総額(平成二十一年度単価による。)

十三億一千三百七十六万五千円

(二) 算定基礎

負担総額=公害防止事業費の額×法第4条第1項の規定に基づく公害の原因となると認められる程度×法第7条第3号の規定に基づく負担割合

$$= 3,785,000 \text{千円} \times (1 - 0.30508045) \times 1 / 2 \\ = 1,313,765 \text{千円}$$

五 その他公害防止事業の実施に必要な事項

(一) 物価等の変動により、この公害防止事業費の額に変更が生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として四の(二)に掲げる算式によつて得た額を負担総額とする。

(二) この事業は、平成二十一年度から九年以内に完了するものとする。

秋田県告示第百六十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十二号)第十九条第二項の規定により、次とのおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月七日

(一) 調査を行つた者の名称

秋田県知事 寺田典城

(二) 成果の名称

鹿角市

(三) 測量及び調査を行つた地域

鹿角市大字十和田毛馬内・十和田大湯・十和田岡田の一部

(四) 平成十九年度及び平成二十年度

一・八一平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成二十一年三月三十一日

(一) 調査を行つた者の名称

能代市

(二) 成果の名称

能代市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行つた地域

能代市大字二ツ井町の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十九年度及び平成二十年度

(五) 認証年月日

平成二十一年三月三十一日

(一) 調査を行つた者の名称

美郷町

(二) 成果の名称

美郷町の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行つた地域

美郷町大字金沢西根の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十九年度及び平成二十年度

(五) 認証年月日

平成二十一年三月三十一日

(一) 調査を行つた者の名称

潟上市

(二) 成果の名称

潟上市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行つた地域

潟上市大字天王の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成二十一年四月一日

平成二十年度

○・五〇平方キロメートル

認証年月日

平成二十一年三月三十一日

調査を行つた者の名称

大仙市

成果の名称

大仙市の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行つた地域

大仙市大字協和船岡の一部

実施年度及び認証面積

平成十九年度及び平成二十年度

一・二七平方キロメートル

認証年月日

平成二十一年三月三十一日

調査を行つた者の名称

大仙市

成果の名称

大仙市大字協和船岡の一部

測量及び調査を行つた地域

大仙市大字金沢西根の一部

実施年度及び認証面積

平成十九年度及び平成二十年度

〇・五三平方キロメートル

認証年月日

平成二十一年三月三十一日

調査を行つた者の名称

大仙市

成果の名称

大仙市大字金沢西根の一部

測量及び調査を行つた地域

大仙市大字金沢西根の一部

実施年度及び認証面積

平成十九年度及び平成二十年度

〇・二八平方キロメートル

認証年月日

平成二十一年三月三十一日

調査を行つた者の名称

秋田県

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十条第一項の規定により、次とのおり指定定期検査機関を指定したので、同法第百五十一条第二項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月七日

秋田県知事 寺田典城

指定定期検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人秋田県計量協会

秋田県秋田市川尻若葉町一番五号

指定年月日

平成二十一年四月一日

秋田県告示第百六十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第一百七条第一項の規定に

秋田県告示第百七十号

新潟県告示第百七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道		道路の種類
新	旧	旧新別
		路線名
	雄和仁別自転車道線	雄和仁別自転車道線
		秋田市雄和芝野新田字新寺沢五八番地先から四ツ小屋字御野場無番まで
		敷地の幅員(メートル)
		三・五〇
七・〇〇		延長(キロメートル)
		二・一六八
		一一・一六八

二
三 供用開始の期日 平成二十一年四月七日
道路の区域及び供用開始の区間を表示し

(二) (一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成二十一年四月七日から同月二十日止

秋田県告示第三百三十三号
海岸保全区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

表秋田県秋田沿岸男鹿海岸戸賀地区海岸の項中「基点1から方位角百六十九度の方向十九メートルの点」を「基点1から方位角百六十九度の方向十七メートルの点」に、「基点3から方位角百四十八度の方向七十七メートルの点」を「基点3から方位角百四十八度の方向七十九メートルの点」に改める。

秋田県告示第百七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺田典城

一 聴聞の日時 平成二十一年四月十四日 午前十時
二 聴聞の場所 秋田市山王四丁目一番一号 県庁本庁舎七階七
一三二(義理)

三 被聴聞者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

二 開発区域（第一工区）に含まれる地域の名称
由利本荘市二十六木字根木田二百八十番二

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和土地改良区から申請があつた定款変更について、平成二十一年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月七日
秋田県知事 寺田典城
山本郡三種町下岩川字中野九十九番地板倉英司ほか十五人
(一) 縦覧に供すべき書類の名称 塚口土地改良事業（外ノ沢地区地域用水環境整備事業（生物多様性対応型））計画書の写し
(二) 縦覧期間 平成二十一年四月十日から同年五月十四日まで
(三) 縦覧場所 三種町役場本庁舎

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた農業土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 横手市大屋寺内字漆原百五番地藤原久幸ほか二十人
 (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（ガバ沢沼地区ため池等整備事業（一般型））計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成二十一年四月八日から同年五月十一日まで
- (三) 縦覧場所 横手市役所本庁（増田庁舎）、同横手地域局

- 二 横手市大雄字下新處百三十四番地藤山善次ほか十八人
 (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（宮田地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成二十一年四月八日から同年五月十一日まで
- (三) 縦覧場所 横手市役所本庁（増田庁舎）、同大雄地域局、同雄物川地域局

人事委員会指示

秋田県人事委員会告示第1号

□頭により開示請求ができる個人情報（平成13年人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月7日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏
 表中「総合得点」の次に「、試験種目別得点」を加え、「1ヶ月間」を「1箇月間」に改める。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

一月二千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番一十九号
 松原繁雄
 株式会社松原
 電話(0186)876-6282
 FAX(0186)876-6283
 E-mail:natsubara@matsubarainstaku.jp